兵庫県行政書士会 阪神支部
アクセスマップ

〒661-0025 尼崎市立花町３丁目29-12-101号
（交通：ＪＲ「立花」駅より 徒歩10分）

無料相談会 会場 アクセスマップ

川西市役所
兵庫県川西市中央町12−1

ピピアめふ
宝塚市売布 2−5−1

伊丹商工プラザ
伊丹市宮ノ前2丁目2−2

発行者
兵庫県行政書士会
阪神支部
発行日 令和３年３月31日

ご相談・お問合せは
TEL06-6426-5123
FAX 06-6426-5125
〒 661-0025 尼崎市立花町３丁目29-12-101号

阪神支部
Facebook
ページ

わたしたち

兵庫県行政書士会
阪神支部です。

Kizahashi －きざはし－ 第 120 号

令和３年８月31日発行

阪神地区の皆さまとともに。

行政書士は、街の頼れる法律家です。
阪神地区の皆さまの身近なご相談相手として
暮らしの困りごと、仕事上のお悩みなどを承り、
許認可・登録申請、遺言や相続、さまざまな契約・届出などの
相談から書類作成までをサポートさせていただきます。
どうぞお気軽にお声掛けください。

【 兵庫県行政書士会 阪神支部運営方針 】

本会
（兵庫県行政書士会）、
会員ならびに職員と
信頼を築きます

市民との
信頼を築きます

行政、
商工会議所等
との信頼を
築きます

兵庫県行政書士会
阪神支部

尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町
会員数：445名（令和3年7月31日現在）
ホームページ：http://hanshin.hyogokai.or.jp/
Facebook ページ：https://www.facebook.com/gyoseisyoshi.hyogo.hanshin/

行政書士倫理

行政書士の使命は、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することにある。
その使命を果たすための基本姿勢をここに行政書士倫理として制定する。

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

兵庫県行政書士会 阪神支部 運営方針

「ミッション（使命）」

行政書士倫理綱領を旨とする行政書士の団体として、地域課題に応える行政書士制度を発信し、
市民からの信頼を得ることにより、行政書士制度を前進させることをとおして、
国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とします。

「ビジョン（展望）」

地域社会のなかで、どこよりも身近で、信頼され続ける支部となることにより、
行政書士が、市民のためにいきいきと活躍できる環境を創出します。

「運営理念」

行政書士制度の信頼性を高めるための循環をつくり、ステークホルダーとの信頼を築きます。

一、本会、会員ならびに職員と信頼を築きます。
　1 本会とは、連携のなかで、事業の成果や評価などを共有することにより、信頼を築きます。
　2 会員に対し、市民や地域社会等からの課題や要請に、的確に対応できるために会員の品位保持および資質向上を図るとともに、持続可能な支部運営を行い、行政書士が地域で活躍できる環境を創ることにより、信頼を築きます。
　3 職員と共に、職務のなかでステークホルダーとの信頼を築きながら、幸せな生活を送るための働きやすい職場環境の整備改善を行うことにより、信頼を築きます。
二、市民と信頼を築きます。
　さまざまな機会を活用した行政書士制度の発信を行い、市民から行政書士の良質な業務遂行に対する高い評価をいただくことにより、市民の皆様との信頼を築きます。
三、行政、商工会議所等の地域社会と信頼を築きます。
　社会に対する責任をいかに果たすかを認識した組織運営を行うことにより、地域社会との信頼を築きます。

「行動指針」

一、さまざまな形で行政書士制度の発信に取り組みます。
二、社会的責任（ISO26000等）の手法を活用し、持続可能な組織運営に取り組みます。
三、支部ならびに会員の品位保持および資質向上に取り組みます。

活動報告

社会的責任（SR）の取り組み

阪神支部の SR の取り組み

阪神支部は、地域社会から求められる存在であり続けるために、
持続可能な社会の実現に向けた取り組みを通じて、社会的責任を果たします。

社会的責任（SR）を果たすための7つの原則

1. 説明責任
2. 透明性
3. 倫理的な行動
4. ステークホルダーの利害の尊重
5. 法の支配の尊重
6. 国際行動規範の尊重
7. 人権の尊重

7つの中核主題と阪神支部の事業

7. コミュニティへの参画及びコミュニティの発展
- にしのみや認知症つながりフェア
- 商工会議所所報への寄稿

2. 人　権
- にしのみや認知症つながりフェア
- 災害支援を目的とした積立金設置
- 市民講座等開催時の情報保障導入
- 耳マークの利活用

1. 組織統治
- 行政書士倫理綱領
- 阪神支部運営方針（ミッション、ビジョン、運営理念、行動指針）
- コンプライアンス研修
- SRマネジメントによる持続可能な活動の推進
- 細則、業務処理基準の適正な見直し
- 総会その他会議の適正な運営

3. 労働慣行
- 職場環境の整備と職員の働く意欲、能力向上のための取り組みを推進
- ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の推進
- 労働関係法令の順守・職員の昇給
- 有給休暇を取りやすい環境

4. 環　境
- エネルギーの省力化、暑さ対策及び職員の執務効率向上のために、「クールビズ」を実施
- 環境省の気候変動キャンペーン「Fun to Share」、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（＝賢い選択）」に、賛同団体として登録
- 事務機器導入時の環境への配慮

5. 公正な事業慣行
- 相談員研修会の実施
- 取引先の適正な選定、確実な支払い
- 反社会的な個人・グループの要求は毅然として拒否

6. 消費者課題
- 毎月の３市無料相談会
- 「法の日」無料相談会
- Facebook による適宜情報発信

支部活動とSRの「7つの原則」「7つの中核課題」の位置づけ

1．阪神支部定期総会

7つの原則：① 説明責任 ② 透明性 ④ ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：① 組織統治 ⑤ 公正な事業慣行

1. 説明責任 / 2. 透明性 / 4. ステークホルダーの利害の尊重 / 1. 組織統治 / 5. 公正な事業慣行

2．広報月間の取り組み

7つの原則：① 説明責任 ④ ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：① 組織統治 ⑤公正な事業慣行 ⑥消費者課題

1. 説明責任 / 4. ステークホルダーの利害の尊重 / 1. 組織統治 / 5. 公正な事業慣行 / 6. 消費者課題

3．「法の日」の行政書士無料相談会

7つの原則：① 説明責任 ④ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：① 組織統治 ⑥消費者課題

1. 説明責任 / 4. ステークホルダーの利害の尊重 / 1. 組織統治 / 6. 消費者課題

4．行政書士記念日市民公開講座

7つの原則：① 説明責任 ④ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：① 組織統治 ⑥消費者課題

1. 説明責任 / 4. ステークホルダーの利害の尊重 / 1. 組織統治 / 6. 消費者課題

5．各種研修会の開催

7つの原則：③ 倫理的な行動、④ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：① 組織統治 ⑤公正な事業慣行

3. 倫理的な行動 / 4. ステークホルダーの利害の尊重 / 1. 組織統治 / 5. 公正な事業慣行

6．地域コミュニティとの連携

7つの原則：③ 倫理的な行動 ④ステークホルダーの利害の尊重 ⑦人権の尊重
7つの中核主題：① 組織統治 ②人権 ⑦コミュニティへの参画及びコミュニティの発展

3. 倫理的な行動 / 4. ステークホルダーの利害の尊重 / 7. 人権の尊重 / 1. 組織統治 / 2. 人 権 / 7. コミュニティへの参画

7．納涼会、忘年会、レクリエーション

7つの原則：④ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：① 組織統治

4. ステークホルダーの利害の尊重 / 1. 組織統治

役員改選

令和３年度

新役員就任のご報告

7つの原則：① 説明責任 ② 透明性 ④ ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：① 組織統治 ⑤ 公正な事業慣行

1. 説明責任　2. 透明性　4. ステークホルダーの利害の尊重　1. 組織統治　5. 公正な事業慣行

兵庫県行政書士会 阪神支部 支部長 ごあいさつ

兵庫県行政書士会 阪神支部 支部長

本田（ほんだ）　圭（けい）（西宮市）

皆さま、こんにちは。

私たち阪神支部では、「行政書士」が社会のお役に立てるよう、行政書士の「制度」と「業務」をホームページやSNS、本誌「Kizahashi」などさまざまな媒体を通じて外部へ発信しています。また、行政書士の「信頼性」を高めるために研修会や懇親の場などを設け支部会員の品位保持と資質の向上に努めています。

今後も新型コロナウイルス感染症の影響につきましては不透明な状況が続くことが予想されますが、「持続・継続」をテーマとした各事業の実施、支部及び支部事務局の持続可能な運営体制の構築を進め、全てのステークホルダーの皆さまに「行政書士の制度と業務・信頼性」をアピールし、私たち「行政書士」を活用いただける環境を創出してまいります。

地域の皆さまが、各事務所の提供する「行政書士業務（サービス）」に満足し、わたしたち「行政書士」が、これまで以上に社会のお役に立てるよう努めてまいりますので、引き続き皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

副支部長 ごあいさつ

総務部担当 副支部長

舩井（ふない）　康文（やすふみ）
（宝塚市）

総務部担当副支部長の舩井康文と申します。第62回定期総会にて選任いただき、前期の広報部担当に続いて２期目の副支部長を務めることとなりました。

新型コロナウィルス感染症の終息がまだ見えない中、支部事業の遂行には様々な課題が立ちはだかっています。しかしながら、この状況を困難ととらえるのではなく、新たなことを始めるチャンスだと前向きにとらえて対応したいと考えています。支部事務局の運営をリモート化する、会員交流事業にオンラインを利用する等、デジタル技術を活用することはもはやスタンダードといえます。さらに一歩進めて、この状況だからこそ生み出されるアイデアをもとに、可能な限りの工夫を凝らして事業を進めたいと思います。そして、そのことにより支部運営を持続可能なものにして、社会的責任（SR）を果たしてまいります。

本田支部長が掲げる運営方針のもと、精一杯務めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

［事業内容］
- **社会的責任（SR）への取組み**
- **支部事務局の整備**
- **会員交流事業の実施**
- **支部細則、基準等の整備**
- **総会の運営**

副支部長 ごあいさつ

広報部担当 副支部長

辻村（つじむら）　さおり
（西宮市）

広報部担当副支部長の辻村さおりと申します。第62回定期総会にてご選任いただき拝命いたしました。

新型コロナウィルス感染症のまん延により、昨年度は、相次いで事業の中止・延期が余儀なくされました。アフターコロナ・ウィズコロナへの移行が少しずつ現実味を帯びており、阪神支部でも今期の取り組みは、いかに感染防止対策を講じながら事業を行っていくかが課題となります。

コロナ禍での支部の活動、兵庫県行政書士会の活動を、会員の皆様、地域の皆様、行政の皆様に広く知っていただく広報活動を行ってまいりたいと考えております。

本田支部長が掲げる運営方針のもと、精一杯務めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

［事業内容］
- **支部広報誌の発行**
- **支部ホームページ**
- **Facebookページ及びメールマガジンの運営**
- **本会広報との連携**
- **支部広報のあり方の検討**

業務研修部担当 副支部長

山本（やまもと）　千恵（ちえ）
（伊丹市）

第62回定期総会にて業務研修部担当副支部長に選任いただきました山本千恵です。

この１年半の間、新型コロナウイルス感染症の蔓延により支部の研修も計画どおり実施できない期間が続き、前業務研修部はこれからの支部研修のあり方を模索し続けてこられました。今もなお行政手続きや日常生活の様々な場面で急速にIT化が進み、生活様式そのものが変化していることを鑑みれば、支部の研修もオンラインの併用やオンデマンド配信、リアルとオンラインを同時に行うハイブリッド研修等、これまでの試行錯誤を更に一歩ずつ進めていく必要があると感じています。これまでのスタイルを変えることは、同時にどこかに不都合を生じさせてしまう可能性をはらんでいますが、ITを活用できることで、より支部会員の皆様の研修機会が増加するよう知恵を絞ってまいります。また、新入会員が支部に魅力を感じる新入会員研修の進め方、地域の状況を反映した研修の提供等、「阪神支部ならでは」の研修を心がけたいと思います。

本年度の事業実施は、試行錯誤の繰り返しになると思いますが、会員の皆様のご協力とご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

［事業内容］
- **業務研修会の実施**
- **新入会員研修会の実施**
- **全事業における支部相談員研修会の実施**

企画部担当 副支部長

松村（まつむら）　康弘（やすひろ）
（尼崎市）

先の定期総会において副支部長職を仰せつかり、今期は企画部を担当させていただきます松村康弘と申します。当部が担当する事業は、北部3市における定期の無料相談会、10月の行政書士広報月間における各種の周知活動、２月22日の行政書士記念日における市民向けイベントなど、一般市民あるいは行政機関職員の方々をはじめとする外部ステークホルダーのみなさまと接点を持つものが多く、これら事業を通して国民の権利利益の実現に資する行政書士制度を正しくご理解いただくとともに、支部会員のみなさまにおかれても業務の一助となりえるよう、様々な工夫をこらしながら執行していきたいと考えております。もとより浅学非才の身ではございますが、行政書士制度のさらなる発展のためにたゆまず努力して参る所存でございますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

［事業内容］
- **行政書士広報月間の推進**
- **業務開発の調査・研究及び推進**
- **社会貢献活動の推進**

定期総会

第61回 阪神支部定期総会

7つの原則：① 説明責任 ② 透明性 ④ ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：① 組織統治 ⑤ 公正な事業慣行

1. 説明責任　2. 透明性　4. ステークホルダーの利害の尊重　1. 組織統治　5. 公正な事業慣行

令和３年４月29日（木）の「昭和の日」に、ホテルヴィスキオ尼崎にて14時より、第62回となる令和３年度の阪神支部定期総会を開催しました。感染症拡大予防のためにも、昨年のように議案ごとに賛否を投ずる委任状を用意の上で、オンライン中継を行い、議案書送付の際には事前質問票も同封していましたが、事前質問はありませんでした。かさねて、会場への入場の際にはマスク着用と入口での検温を行い、議長・副議長席や演壇の前、会場出席の２名掛けの座席間にはアクリル板を用意し、執行部の説明や答弁に用いるマイク、質問者用のマイクは、それぞれ発言者が変わるタイミングで消毒スプレーを使用しました。

なお今回も時間短縮のため、昨年同様に来賓の祝辞は省略し、本田支部長のあいさつにつづき、総会の成立宣言、議長（田中保子会員）・副議長（薄木公平会員）の選任、議事録記録人や署名人の指名が行われました。

第１号議案「令和２年度会務報告及び事業実施報告」と第２号議案「令和２年度収支決算報告」の承認については一括審議とし、本田支部長による総括的報告と総務部・企画部・業務研修部・広報部の各担当副支部長と会計理事による議案説明、支部監事による監査報告がありました。これにつづき、谷川洋平会員からの質問と執行部による回答の後に、議案ごとに採決を行い、両案は賛成多数で可決承認されました。

暫時休憩の後に第３号議案「令和３年度事業計画」と第４号議案「令和３年度収支予算」の両案については、これも一括審議とし、総務部・企画部・業務研修部・広報部の各担当副支部長と会計理事による議案説明の後に、柴原重太会員のほか２名の会員からの質問と執行部による回答を経て、議案ごとに採決を行い、両案は賛成多数で可決承認されました。

第５号議案「支部役員選任」について、支部選挙管理委員長の小西正憲会員より、支部長への立候補者は本田圭会員のみであり、無投票と決定した旨の報告がありました。続いて、議長より、副支部長・理事・監事・綱紀委員の役員候補者名簿を確認の後に採決を行い、賛成多数によって支部長以下の役員人事も承認されました。

なお支部長には本田圭、副支部長には山本千恵・松村康弘・辻村さおり・舩井康文の４名が就き、理事には松井克仁・石川功・前田研也・北原速男・中村馨乃信・満岡靖雄・田中一行・秋山雅一・河西麻耶・東田正昭・齋藤由夏・桑畑正和・具本輝・谷口朝子の14名が就任。監事には上辻靖夫・松山順子の２名、綱紀委員には岩井伸康・西本宗義の２名が就任しました。（敬称略）

第６号議案「本会理事候補者推薦」について、議長より候補者名簿を確認の後に採決を行い、賛成多数で推薦が承認されました。なお本会理事には山本千恵・髙橋伸朗・小川浩樹・早川雄一・辻村さおり（敬称略）の５名の会員が推薦されました。

また、上記５名につきましては、令和３年５月26日に行われました兵庫県行政書士会総会で承認されております。

正副議長の降壇に続いて、本会の木本博之選挙管理委員長より、兵庫県行政書士会の会長選挙についての説明がありました。最後は松村副支部長による閉会の言葉をもって、第62回定期総会を終了いたしました。なお、一昨年までは総会終了後には懇親会を行っていましたが、昨年同様に中止しています。

ホテルヴィスキオ尼崎内の別会場に移動して、令和３年度第２回の阪神支部理事会を開催しました。新任の理事もおられることから、自己紹介に続いて、本田支部長より、おおまかな年間スケジュールと、副支部長と理事のそれぞれの役割分担が発表されました。

この後、各部にて小ミーティングを行い、最初の部会日程を確認して今回の理事会は終了しました。このメンバーにて、１期２年の支部運営や事業執行を行います。

兵庫県行政書士会 阪神支部 役員等

役　職	担　当	氏　名	事務所所在地
支　部　長		本田　圭	西宮市
副支部長	総務部	舩井　康文	宝塚市
副支部長	企画部	松村　康弘	尼崎市
副支部長	業務研修部	山本　千恵	伊丹市
副支部長	広報部	辻村　さおり	西宮市
理　事	会　計	河西　麻耶	西宮市
理　事	総務部	石川　功	宝塚市
理　事		東田　正昭	尼崎市
理　事		谷口　朝子	西宮市
理　事	企画部	松井　克仁	猪名川町
理　事		秋山　雅一	尼崎市
理　事		齋藤　由夏	尼崎市
理　事		桑畑　正和	尼崎市
理　事	業務研修部	前田　研也	尼崎市
理　事		田中　一行	川西市
理　事		具　本輝	伊丹市
理　事	広報部	北原　速男	伊丹市
理　事		中村　馨乃信	芦屋市
理　事		満岡　靖雄	川西市
監　事		上辻　靖夫	尼崎市
監　事		松山　順子	尼崎市
綱紀委員		岩井　伸康	川西市
綱紀委員		西本　宗義	西宮市

（令和3年7月31日現在）

業務案内

行政書士の業務案内

市民の皆さまへ

行政書士は、法律を専門とする国家資格者の中でも、特に幅広い業務をこなし
皆さまの暮らしに密着した法務サービスを提供しています。
官公署に提出する書類だけでなく、
法律上の権利に関わる書類や事実を証明する書類を作成し、相談にもお応えしております。
行政書士のシンボルで、徽章のデザインにもなっているコスモスの花言葉は「まごころ」。
私ども行政書士は、皆さまの暮らしの中で起こる様々な法律上の「困りごと」の解決を、
まごころと誠意を持ってお手伝いします。

遺言書を作りたい

遺言書には、本人が自ら手書きで作成する「自筆証書遺言」と公証人が作成する**「公証証書遺言」**、遺言内容を秘密にする「秘密証書遺言」があります。

遺言書には**法律で決められた効力**があり、遺留分侵害額請求権など相続人の権利にも配慮して作成すべき場合があります。行政書士は、依頼に基づき、公正証書遺言の原案作成、証人の就任等によって遺言者の支援を行います。

相続について知りたい

財産相続では、遺言書が無いときは、原則として相続人全員が書類により合意した文書に基づき、手続が進められます。
行政書士は、依頼に基づき、**遺産分割協議書**・財産目録・相続関係説明図といった必要書類を作成し、またそのために必要となる様々な調査も行います。
（不動産登記関係書類、税務関係書類、法的紛争が発生している場合の書類を除きます）

かしこく離婚したい

離婚が決まるまでの道のりには、非常に大きなエネルギーが要るものです。しかも、**慰謝料**の額や支払い方法、子供の養育費や面会交流、財産分与など、思った以上に考えなければいけないことが山積みです。離婚の合意が成立しても、どうやって約束事を相手に守ってもらえるかという点も心配です。行政書士は、**離婚協議書の作成**を行うとともに、必要な支援を行います。
（当事者の身辺調査、示談の代理は行いません）

家業を継ぎたい

お店や会社を引き継ぐとき、事業の種類によっては、事業主等の変更申請や**事業承継**の届出が必要となったり、新たに許可申請が必要となる場合があります。事業主の方が亡くなったときは、相続手続も併せて考える必要が生じることもあります。
行政書士は、依頼に基づき、必要書類の作成、手続等を通して、事業承継のお手伝いをいたします。

国際結婚をしたい

外国人が日本人や永住者と結婚し、適法に日本で在留する為には、婚姻手続に加えて、「日本人の配偶者等」や「永住者の配偶者等」の**在留資格**が必要となります。

このように、外国人が日本国内において在留を希望する場合、活動内容もしくは身分関係によって在留資格が必要で、様々な種類の資格とそれに応じた要件があります。

行政書士は、外国人の在留やその他日本で適法に活動するために必要な申請手続についてお手伝いいたします。なお、入国管理局への取次は、**申請取次行政書士**が行います。

日本国籍をとりたい 日本で永住したい

外国人が日本国籍を取得するには、**「帰化許可申請」**が必要です。帰化許可申請には、一定の要件を満たしていることが必要で、在留資格や家族構成、就業状況等により、必要な証明書類や作成書類が異なります。また、日本で永住を希望する場合には、入国管理局で**「永住許可申請」**をしますが、この申請でも在留資格や在留状況等によって異なる様々な要件があり、それに応じた証明書類や作成書類が必要です。
行政書士は、国籍や永住に関すること、また、**渉外手続（国際結婚や離婚、相続、養子縁組等）**について、専門知識で外国人の方の手伝いをいたします。

農地に家を建てたい

田畑になっているところに、家を建てるには、**農地転用**の許可（届）申請をする必要があります。農地転用とは、農地とされている土地を、住宅地、工場用地、道路、駐車場などの目的で使用する土地に変更することです。また、**農地を売買する場合や農地を貸す場合**も許可が必要です。里道・水路（農道や農業用水路など）の使用（水路に橋をかける場合等）や工事承認（里道の舗装等）、用途廃止や売払いを受ける時も許可が必要です。行政書士はこのような土地等に関する各種申請手続を行います。

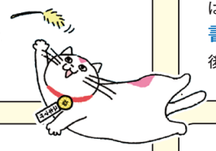

交通事故に遭った

交通事故でケガをしてしまった場合、治療費、休業損害、後遺障害等の問題が生じます。このような交通事故による人的損害を公平・迅速に補償する制度が**自賠責保険**です。自賠責保険の請求には様々な資料や書類が必要ですが、適正な補償を受けるためには専門的な調査が必要となるケースがあります。

行政書士は、**後遺障害に関する調査**をはじめ、自賠責保険に関する**資料収集や書類作成**をお手伝いします。また、示談成立後の示談書等、各種書類を作成します。

おひとり様で老後が心配

財産のこと、暮らしのこと、健康のこと、気がかりなことはたくさんあるけれど、**誰に相談してよいかわからない**、という方も多いのではないでしょうか。自分自身で財産管理や様々な手続等が難しくなったときの備えとして、**任意後見契約**があります。行政書士は、相談に基づいて、任意後見契約に関する書類作成等により、「おひとりさま」の老後の安心のため、お手伝いをいたします。

住まなくなった家を貸したい

不動産の賃貸借については、借地借家法等によって当事者が守るべき事柄が定められています。また、大きな財産である土地や建物を他人に貸そうとするときは、トラブルを予防するためにも、**書面による契約**を結びたいものです。

行政書士は、契約書類を作成して法的トラブル防止のお手伝いをするほか、トラブルを解決したときに取り交わす協議書や示談書等の書類の作成も行います。

クーリングオフをしたい

売買契約等でクーリングオフの定めがある場合、**内容証明郵便**によってクーリングオフを行い、契約を解除することができます。内容証明は、差出人と日付を明示した文書を作成し、郵便局に謄本を保管することで、相手にどのような内容の文書が差し出されたかを証明する書類です。

行政書士は依頼に基づき、法的効力のある内容証明の文書を作成します。

自動車の車庫証明をしたい

車を買ったり、引越ししたり、車の所有者が変わったりして、自動車の新規登録や住所変更、名義変更の申請をする時に自動車保管場所証明書**（車庫証明）**の申請をする必要があります。解体などで廃車にする場合も抹消登録の手続が必要です。
行政書士は、このような自動車登録に関する申請や車庫証明、その他自動車に関する申請手続を行います。

こんなことでお悩みの方、ADRを利用してみませんか？

子どもが自転車に乗って…
お店の看板にぶつかってしまい、弁償を求められました。

うちのワンコがお隣の…
飼い犬にかまれたので治療代を払ってほしいんです。

借りていた部屋の…
敷金返還のことで大家さんともめています。

日本で働いていますが…
上司に私の国の慣習を理解してもらえません。

ADR（裁判外紛争解決手続）は、当事者自身の話し合いを第三者がサポートする、裁判に頼らないトラブル解決の「助っ人」です。
行政書士ADRセンター兵庫では、兵庫県内で起こった4つの分野について、トラブル解決のお手伝いをいたします。

1. 自転車事故に関する紛争
2. 愛護動物（ペットその他の動物）に関する紛争
3. 居住用賃貸物件に関する敷金返還または原状回復に関する紛争
4. 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

お問い合わせ 行政書士ADRセンター兵庫（法務大臣認証番号：第111号） TEL：078-371-8823

行政書士の業務案内

会社経営者・個人事業主の皆さまへ

行政書士は、企業を運営していく上で必須となる書類（契約書や議事録等）や許認可に関する書類（許可申請書や変更届等）を作成する専門家です。
また、書類を官公署（市区町村や都道府県、警察署、各中央省庁等）に提出する手続について代理することができます。
さらに、近年では、知的財産権に関する相談業務や補助金等の中小企業支援制度の申請サポートなど、中小企業のコンサルタントとして活躍する行政書士も増えています。
経営者と行政をつなぐパイプ役として、行政書士の業務分野は、日々拡大を続けています。

会社を立ち上げたい

行政書士は、株式会社、NPO法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、組合等といった**法人の設立手続**とその代理（登記申請手続を除く）を行います。
また、電子定款の作成代理業務ができる行政書士に定款作成を依頼すれば、定款の印紙代が不要となるなど、費用面でも様々なメリットが生まれます。
なお、法人の中には、NPO法人や医療法人等、設立前に市町村や都道府県の認証･認可手続が必要となるものや、外国会社のように領事認証や在留資格認定申請が必要となるものがあります。行政書士は、そのような申請手続はもちろん、設立後の各種変更手続についても、総合的にサポートします。

契約書を作ってほしい

会社を運営していると、様々な取引を行う場面があります。その際、多くの場合に契約書を取り交わす必要があります。行政書士は、これら契約書の作成を行い、将来発生しうる**法的なトラブルの予防**のためのサポートを行います。

福祉事業を始めたい

有料老人ホームや、障がい者向け就労支援事業などの**福祉サービス事業**を始めるにあたり、各自治体では、様々な基準が設けられています。行政書士は、これらの基準をクリアするために必要な書類作成や手続を代理します。

運営について相談したい

行政書士は法人の設立だけでなく、設立後の運営に関してもサポートしています。行政書士業務は、企業の事業活動全般について助言、提案を行う、いわゆるコンサルティング業務の一面を有しています。経営者の良きパートナーとしても活用していただけます。行政書士が行う主な**中小企業支援**には、次のようなものがあります。

- **事業計画支援**
- **事業承継･事業引継ぎ支援**
- **企業再生支援**
- **経営革新支援**
- **農業経営改善支援、農商工連携支援**
- **ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス支援**
- **エコアクション21認証･登録支援**
- **プライバシーマーク認証･登録支援　など**

それぞれの分野について専門としている行政書士がおり、活躍の場を広げています。

建設業の許可をとりたい

一定規模以上の工事を請負う建設業を営む場合は、都道府県知事、または国土交通大臣の許可が必要です。
行政書士は、建設業許可の要否や、許可条件を満たしているか否かを調査･判断し、必要な書類の作成及び代理申請を行います。また、**公共事業の入札に参加**するには、経営事項審査申請や、入札参加資格登録の申請等、煩雑な手続が必要となりますが、それらの手続についても、代理することができます。
数ある行政書士の許認可の申請業務の中でも、**建設業許可申請**は、今も昔も、行政書士の代表的な業務の一つです。

会計記帳をお願いしたい

事業の経営状況を把握するためには、きちんとした**会計記帳**が必要です。しかし、毎日記帳を行うのは大変なことです。行政書士は、これら記帳業務をはじめ、**決算書、財務諸表などの作成**を行います（税務申告業務は除く）。行政書士に依頼することで、記帳業務に追われることなく、本来の業務に専念することができます。

運送業を始めたい

トラック等を使う貨物運送業や**タクシー事業（旅客運送業）**を始めるには、運輸局の許可が必要ですが、それには様々な要件があるだけでなく、多くの複雑な申請書を作成し担当窓口へ提出しなければなりません。行政書士は運送事業の申請代理を行うほか、開業にあたってのアドバイスやサポートまで行います。

著作権について相談したい

著作権は作品（絵や文章など）を創作した時点で自動的に発生しますが、著作権を移転する場合の取引の安全性を確保したい、あるいは著作権に関する権利関係を公示したい場合は、文化庁による**著作権の登録制度**を利用することができます。行政書士は、文化庁への登録申請業務を行います。また、著作権契約その他著作権に関する相談を受け付けています。

外国人を雇用したい

外国人を雇い入れるには、入国管理局への申請手続が必要となる場合があります。入国管理局への手続は、原則として、外国人もしくは法定代理人が自ら入国管理局に出頭しなければなりません。しかし、一定の研修を受けた行政書士で、外国人等に代わって入国管理局で申請書等を提出することが認められた行政書士である**「申請取次行政書士」**に依頼すれば、**申請人は入国管理局への出頭が免除される**ので、仕事や学業に専念することが可能です。専門知識を有する申請取次行政書士が申請人の在留及び適切な雇用をサポートいたします。

補助金制度を活用したい

国や地方自治体には、中小企業･小規模事業者向けの各種補助金制度が用意されています。近年、これら補助金制度に関するアドバイザーとしての役割を担う行政書士も増えており、**発展や持続化を目指す中小企業･小規模事業者のサポート**を行っています。

許可申請をお願いしたい

企業の事業内容によっては、都道府県や市町村等、**行政の許可や認可が必要な**場合があります。
許認可の種類には、次のようなものがあります。

〔廃棄物に関する許認可〕
- 産業廃棄物処分業･収集運搬業許可
- 一般廃棄物処分業･収集運搬業許可
- 自動車リサイクル法に基づく解体業･破砕業許可 など

〔風俗営業に関する許認可〕
- 社交飲食店営業許可
- マージャン営業許可
- パチンコ･ゲームセンター営業許可
- 特定遊興飲食店営業許可
- 深夜における酒類提供飲食店営業の届出 など

〔リサイクルに関する許認可〕
- 古物営業許可
- 金属くず商許可
- 宅地建物取引業免許
- 建築士事務所登録
- 解体工事業登録　など

これらは、数ある許認可のうちの一部に過ぎません。行政書士が扱うことのできる許認可に関する書類は、1万種類を超えると言われています。官公署に提出する申請書類の作成を業として行うのは行政書士だけです。

民泊や旅館業を始めたい

民泊や旅館業を開業するには、営業開始前に保健所に必要書類を提出し、その施設が基準を満たしているかどうかの確認を受けたのち、**営業許可申請や届け出等**の手続が必要になります。
行政書士は、実現したい店舗の形態に合わせて必要となる書類を作成し、代理申請を行います。

知的資産経営について相談したい

「知的資産経営」とは、企業の経営理念、人材、技術力、ノウハウ、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等といった、**財務データには表れない資産**（知的資産）のうち、自社の競争力の源泉となっているものを見える化=魅せる化することにより、ステークホルダー（顧客･取引先･金融機関等）からの支持や評価を得て、事業の発展に役立てる経営のことをいいます。
知的資産経営の成果をまとめた「知的資産経営報告書」を作成し、開示･公表することは、経済産業省により推奨されています。
行政書士は、これら知的資産経営導入と知的資産経営報告書の作成をサポートします。

ご案内

兵庫県行政書士会 阪神支部 概要

区　域	尼崎市｜西宮市｜芦屋市｜伊丹市｜宝塚市｜川西市｜猪名川町
所在地	〒661-0025　尼崎市立花町３丁目29－12－101号 TEL06-6426-5123　FAX06-6426-5125 受付 10:00～16:00（土、日、祝、年末年始休み、盆休みを除く）
会員数	445 名（令和３年７月31日 現在）
設置根拠	兵庫県行政書士会会則に基づき設置された団体
上部団体	兵庫県行政書士会（本会） 〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町１丁目１番３号 神戸クリスタルタワー 13 階 TEL078-371-6361　FAX078-371-4715
他支部	神戸支部　摂丹支部　明石支部　加古川支部　東播支部 姫路支部　西播支部　但馬支部　淡路支部
沿　革	昭和 26 年２月22日　行政書士法公布 昭和 35 年９月25日　兵庫県行政書士会　法定組織として結成 昭和 35 年 12 月１日　阪神支部設立 平成 19 年８月　支部事務所移転（尼崎市立花町） 平成 22 年２月22日　支部設立 50 周年記念式典開催 令和２年 12 月１日　支部設立 60 周年　　現在に至る

阪神支部って
だいたい
こんにゃところ
だニャ!

組織図

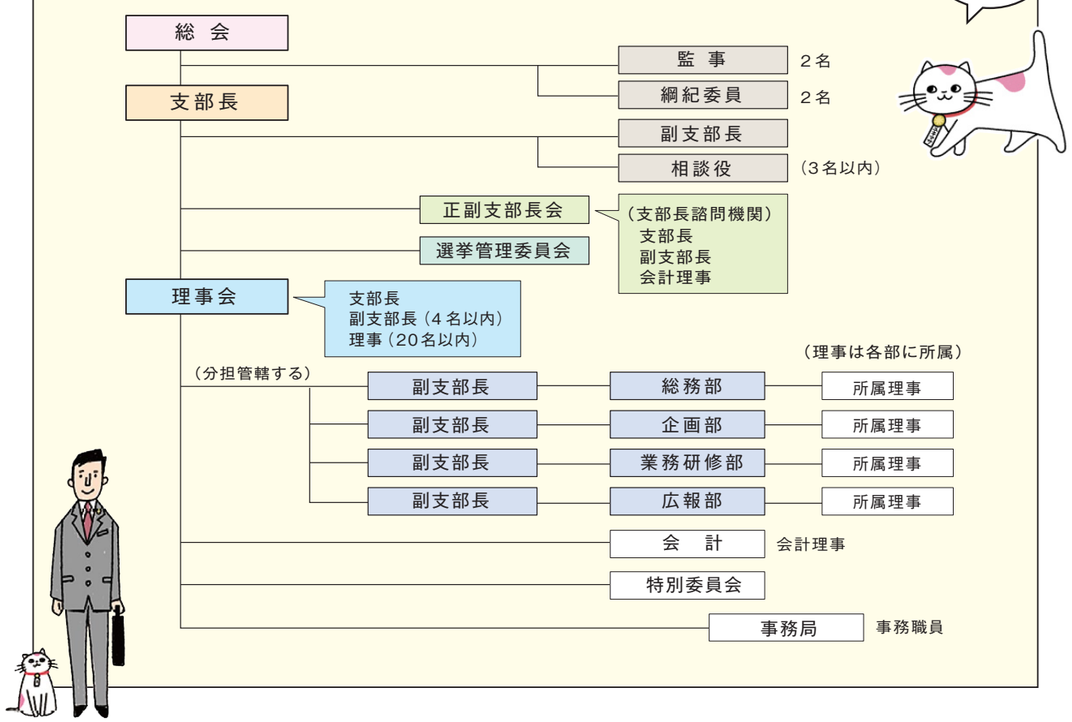

ご案内

阪神支部では、さまざまな情報を発信しています。ぜひお気に入り登録やフォローをお願いします。

ホームページ

相談会を初めとした各種行事のお知らせ、支部事務所の開局状況のお知らせ等を適宜掲載しています。ぜひお気に入り登録をお願いします。

http://hanshin.hyogokai.or.jp/

上記 URL を直接入力
または
兵庫県行政書士会阪神支部
で検索
スマートフォンの方はこちら ▶

Facebookページ

兵庫県・阪神地区市町の情報、法令に関する情報、主催行事の報告、支部事務所の情報等を幅広くタイムリーに掲載しています。ぜひフォローをお願いします。

https://www.facebook.com/gyoseisyoshi.hyogo.hanshin

上記 URL を直接入力
または Facebook にて
兵庫県行政書士会阪神支部で検索
スマートフォンの方はこちら ▶

Kizahashi

これ1冊で阪神支部がわかるガイドブックとして、年１回発行しています。支部の概要、取組方針、活動実績等を掲載しています。これまでのバックナンバーもホームページから見ることができます。ぜひご覧ください。

119 号（令和３年３月発行）

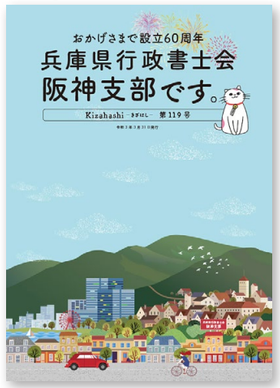

118 号（令和２年３月発行）

117 号（平成 31 年３月発行）